

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第二十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号リ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号イ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第七条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。